

■ 定期積金「へばらぎ」

2020年4月1日 現在

商 品 名		定期積金（スーパー積金）
	（愛 称）	定期積金「へばらぎ」
販売対象		法人および個人の方（組合員限定：出資金 1 万円以上）
期 間		1 年～ 5 年
特 典		1 年以上 3 年未満：年利 0. 2 0 %
		3 年以上：年利 0. 2 5 %
受入方法	受入方法	契約期間内で掛金を分割受入
	受入金額	1 回あたり 3 万円以上 3 0 万円以下
	受入単位	1 0 0 0 円単位
払戻方法		満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給付補填金	適用利回り	初回受入時の店頭表示の利回りを満期日まで適用いたします。
	支払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算いたします。
税 金		・ 個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）となります。
手 数 料		———
付加できる特約事項		・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・ 総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに 0. 7 0 % を上乗せした利率）
期限前解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。（計算単位は100円とします） ◆ 払込期間にかかわらず解約日における普通預金利率
金利情報の入手方法		店頭備え付けの商品・金利等案内動画またはホームページ、もしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は下記の窓口をご利用ください。 【窓口：兵庫ひまわり信用組合総務部】 0 7 8 - 6 3 1 - 7 7 6 4 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.h-himawari.com ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

	なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申出については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか証書記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。